

## 規制改革会議 地域活性化TF 議事概要

1. 日 時：平成20年8月8日（金） 15：30～16：30

2. 場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

3. 議 題：文部科学省ヒアリング

「補助金等財産処分に関する対応について」

4. 出席者：【規制改革会議】

米田主査、安念委員

【文部科学省】

大臣官房会計課総務班 主査 横町直明

大臣官房会計課総務班 係長 吉田 梓

大臣官房文教施設企画部施設助成課 課長補佐 岡 貴子

初等中等教育幼児教育課 係長 門脇幸見

【内閣官房地域活性化統合事務局】

参事官補佐 林 直人、 黒坂 仁

### 5. 議事概要

○米田主査 今日はお暑い中、足をお運びいただきましてありがとうございます。

それでは、補助金適正化法の弾力運用について、文部科学省の方からいろいろお話を聞かせていただきたいと思っております。

○事務局 では早速、ヒアリングの方を進めていきたいと思っております。

まず、今回のヒアリングの背景を簡単に、確認の意味でもう一度御説明させていただきますと、4月に、補助金施設の転用の弾力化に関するガイドラインが補助金等適正化中央連絡会議の決定事項として通知されました。これを受けまして、各局の対応状況ということで、今、順次、内容確認の方を進めております。今回、御報告いただいた内容で、趣旨に沿った形で正しく運用されているかどうか確認させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、説明の方は20分から30分程度でお願いできますでしょうか。

よろしく願いいたします。

○横町主査 よろしく願いします。

お手元に資料A4が1枚と、もう一つが、会計課長で発出した通知がお配りされているかと存じます。

まず、補助金等適正化中央連絡会議の中で、補助金に係る財産処分の弾力化について申し合わせとして決定されております。これが20年4月10日ということをございまして、当省においては先ほどお配りした資料、20年6月16日の通知をもって財産処分基準を弾力化した取り扱いを行っ

たということでございます。この会計課長通知を見ていただくとわかりますように、それぞれの部局の長、部局の長といいますが、省内のそれぞれの補助事業の事業現局の局長に通知をお送りしております。

この会計課長通知の性格を御説明いたしますと、会計課長というのは会計事務の総括をつかさどるといような立場でございますので、実際には補助事業を実施しているそれぞれの局長、実際には文部科学大臣が交付決定権者になるわけですが、実質的には専決権でそれぞれの局長が専決してございます。そういった意味で、その専決権者であるそれぞれの局長に会計事務の総括たる会計課長が通知をして、具体的にはそれぞれの事業ごとにそれぞれの局長が通知を発出すると。公立学校施設整備補助金であれば文教施設企画部長とか、そういった形でそれぞれの通知を発出しているといようなことでございます。

実際には、6月16日に会計課長通知を発出した後に、今すべての部局で通知を個々の補助金ごとに流していますが、ごく一部決裁中というのもございます。ただ、基本的に大きな施設あるいは設備を持っている事業の補助金については通知が発出されて、それぞれの都道府県、地方自治体に周知がなされているといようなことでございます。したがって、この会計課長通知というものは、この通知の文面でございますように、この承認基準に基づき対応していただくといことでございます。これを基本としていただいて、それぞれ補助金の性格ごとに財産処分の考え方なども異なってきますので、それはそれぞれの個々の局長の御判断で、決してこれは厳しくするのではなくて、緩める部分についてはそれぞれの局長の御判断で結構だといような整理をしております。

内容でございますが、別紙に長々と書かれていますので、もう1枚、A4でごく簡単に整理したものを用意しております。これが基本方針といことでございます。

簡単に御説明しますが、趣旨は、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、文科省のすべての一般会計補助金に適用される承認基準について弾力化を進めるといような趣旨でこういった通知を発出したといことでございます。

基本方針といこと、これが通知の中身の概括的な内容でございます。地方自治体、地方自治体以外と分けて書いてございます。現行というのは、現行は言うまでもなく、それぞれの局長、それぞれの補助金ごとに判断基準が分かれており、そこに一つの統一した哲学があるわけではなくて、なかなか煩瑣な内容になっておりますので、地方自治体の方も恐らく混乱をしていたのではなかろうかと反省しているところでございます。

今回、弾力化の基本方針といこと、基本的には、補助金等適正化中央連絡会議の中にしたためられた内容を基本としてつくってございます。

一つは、経過期間10年以上たてば、これは包括承認制度を導入しよう。つまり、報告をもって文部科学大臣の承認があったものとみなすといような、地方自治体についてはそういった整理をしております。

一方、地方自治体以外については、地方分権改革推進委員会の勧告あるいは補助金等適正化中央連絡会議の中にごございますように、地方自治体以外についても地方自治体の取り扱いと同様な、

適切に対応することというようなことが書かれておりますが、当省としては10年以上たったものであっても、ここに書いてございますように、「教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業等を実施するために行う財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認することを明確化」としてございます。

10年未満については非常に特異な、例えば災害・火災あるいは市町村合併、地域再生、こういった個別具体的なものについては、10年未満であったとしても国庫納付に関する条件、つまり、補助金を返還させることなく承認するというようなことの規定を設けております。

これは余りにも概括的なので、通知文書を見ていただいて、もう少し丁寧な御説明をしたいと思えます。

別添に書かれております、これが当省の一般会計に係る財産処分承認基準ということで、先ほど申しましたのは、表紙の発出文書も含めて3ページ目、2で申請手続の特例、これが包括承認事項ということでございます。先ほど申しましたように、報告をもって承認したものとしてみならずというものの中には、(1)のたぐい、(2)のたぐいとございます。(1)が先ほど申しましたように、地方公共団体が10年以上である補助対象財産について、10年以上であればどういった目的であったとしてもこれを財産処分しても差し支えないし、それを報告事項として足りるといふことの整理です。②が、先ほど申しましたような市町村合併等々といったものについては10年未満であったとしても特例的に認めると。(2)にございます、これもかなり特異な災害、火災、取り壊し、こういったものについては勿論ながら、随時、承認事項として認めると。

国庫納付に関する承認基準、これについてはそこに書かれているように、包括承認のものについては、当然ながら国庫納付の条件を付さないということを前提としておりますし、「又は」というところのくだりで、「経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文科大臣学が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件を付さずに承認する」ということで、10年未満である補助金であっても、ここは文科大臣がそれぞれの公益性、そういったものの内容を吟味審査しながら、それぞれ国庫納付を付さないという条件で承認するというようなことを整理しております。

次のページを開いていただくと、2で、地方公共団体以外の者が行う財産処分について記載されております。

先ほど申しましたように、実は地方公共団体と異なった取り扱いをしております。②を見ていただくとわかるように、「経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの」ということで、一つ条件を付しております。これが、ア、イ、ウ、エとありますように、エは当然のことでございますが、ア、イ、ウについてはそれぞれ当省の事業に転用する、あるいは無償譲渡、無償貸し付けをする、こういったものについては地方公共団体以外の者、それで10年以上である場合には、こういった事業に充てる場合については転用を認めるというようなことで整理をしております。③は、地方公共団体と同様でございます。

ということで、あとは再処分に関する条件を付すとか、こういったくだり、あとは財産処分納付金の額などについては基本的に厚労省と内容は統一してございますし、財務省の主計局の法規

課と調整をとらせておりますので、特段、当省だけに異なった取り扱いをしているということはありません。

以上が財産処分の内容でございます。

規制改革会議様から来ております御質問に沿った形で御説明したつもりではございますが、3ということで、「今回の弾力化措置には地方公共団体の実施状況や所管としての評価について、また、今後のフォローアップの方法や運用改善の必要性について」ということについてでございますが、6月に発出して、勿論、もう地方公共団体に周知されているわけでございますが、まだそれほど期間が経過していないということもございますので、これは今後こういった形で評価していくのか、あるいはフォローアップしていくのか、更に我々が当初組んだこの制度設計を修正するべきところがあるのであればまた修正する必要がありますし、それについてのタイミングというのはもうしばらく様子を見て、いろんな補助事業者の方からの需要、要望等を聞きながら改めて修正してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○米田主査 どうもありがとうございます。

それでは、私の方から幾つか基本的なことも含めて教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

まず、この通知書は会計課が各補助金を管轄している局長あてに出したもので、これから、局長の方から各補助金ごとに運用についての通知が地方自治体に行くということですね。

○横町主査 通知は6月に発出してありますし、先ほど申しましたように、今、ほとんどの補助金についての通知は済んでおります。若干、こういった財産処分に縁のないような補助金についてはまだ決裁中というものがございますが、基本的には、ほとんどのものがもう通知が発出されているということでございます。

○米田主査 そのときの地方公共団体というのは、都道府県及び市町村ということでしょうか。

○横町主査 基本的には都道府県です。市町村あての補助金があるのであれば、それは市町村に行っています。

○米田主査 文部科学省の補助金は県を通してかもしれませんが、たくさん市町村立の学校に使われているように思うんです。補助金のやり方なんですが、県だったらダイレクト行きますね。市町村の場合は、ダイレクトに行くケースと県を経由して行くケースと、どういうケースがあるんでしょうか。

○岡課長補佐 公立学校につきましては、実際の事務等は都道府県教育委員会を経由しますが、補助金の交付決定としては市町村あてになっております。

○米田主査 ダイレクトに。

○岡課長補佐 はい、ダイレクトに行くことになっています。

○米田主査 そうすると、では、市町村の方への周知は今後どうなるんでしょうか。

○岡課長補佐 まず、公立学校に関しましては、各都道府県教育委員会あてに弾力化した通知を発出してあります。それは市町村の教育委員会にも十分に周知をしていただくようお願いは

しております。

○米田主査 県から市町村に行くということになるわけですか。

○岡課長補佐 そうですね。

○米田主査 それから基本的なことなんですが、まず、この1枚紙でお話を聞きたいと思いますが、その中で、地方自治体と地方自治体以外で条件が違っておりますね。どちらかという、経過期間10年以上の地方自治体以外のものが持つ補助財産については、教育、科学技術、学術、スポーツ、文化の振興という、これは文部科学省の割と範囲内であれば転用は包括承認制で自由ですよというように読めるんですが、そういう意味ですか。

○横町主査 そういうことです。

○米田主査 これは厚生労働省さんにもお伺いしたんですが、ほかの例えば学校なんかでしたら、学校の空き教室を利用して放課後児童のいろんな、厚生労働省系の児童あずかり施設みたいなものに使いたいというような要望は具体的にあるんですが、それは厚生労働省系なので、そういうときはこれ以外になるわけですよ。

○横町主査 そうですね。地方公共団体でなければそういうことになりますね。私立学校法人であればですね。

○米田主査 そういう、文部科学省内であればOKという枠をつけられたのはなぜですか。

○横町主査 先ほども申しましたように、一つは、この会計課長通知というのは、発出文にもございますように、原則として、この承認基準に基づき対応をいただくようにお願いしますということと、なお書きの Paragraph のところの後段に、「特段の事情により必要がある場合には、各部局長が本承認基準の特例を定めることができるもの」ということで、特例としてそういったものを認める、許容するという余地は決して否定しているわけではございませんし、現にそういった例も、幼稚園園舎を認定保育園に転用するとかといったものは個別の発出通知の中にうたってはおります。だから、そういう意味では、本体の部分にはそういったものが明確には書かれておりませんが、他省庁の事業にも転用することができるか、そういったことは書かれていないのですが、個々の補助金の性格ごとにそれは特例を定めても構わないというような整理です。

○米田主査 特例を定めなければ転用できなくなるわけですか。

○横町主査 特例を定めるといふか、先ほど申しましたように、それぞれの局長が発出する通知が都道府県あるいは市町村に行くわけでございますので、個々の補助金ごとに特例といいますか、その補助金の財産処分の考え方というのがその通知にしたためられているということですので、この会計課長の通知からすると特例という言い方になりますが、その補助金の世界でいくと、それが常識ということでございます。

○米田主査 ということは、実行性というか実務上では、他省庁のものにも一つひとつ審査はあるが、基本的には転用できるということなんですか。

○横町主査 そうです。

○米田主査 先ほどもちょっとあったんですが、文部科学大臣の許可がその場合は要るわけですか。地公体以外のものが持っている補助財産10年以上たったものを他省庁に転用するときには、

今、特例をつけることができると言われたんですが、個別事情がいろいろありますよね。個別に一応違うということもありますので、すべてが特例でカバーできるわけではないとすると、文部科学大臣の許可が得られればということになるわけですか。

○門脇係長 私、私立幼稚園の施設整備担当ですが、私どもの方で出した通知の中では、包括承認事項、要は報告だけでいいというものが幾つかあって、それに該当しないものにつきましては承認申請という扱いにしていますので、他省庁のものに、事情があってそちらの方の用途のものに使いたいというのであれば、報告事項にはないっていませんので承認申請を出していただくと。あとは、こちらの方で審査するという形にはしています。

それで先ほどお話の中にあります認定こども園になる場合の転用なんですけど、幼稚園の中に一部その部分を転用して保育所とか認可外保育施設をつくる場合には、10年未満であろうが、そこについては承認ではなくて報告でいいということにしています。

○米田主査 それでは、保育園の場合はいかがになるのでしょうか。

○門脇係長 保育所にすること自体は認めていません。一部保育所という。

○米田主査 認定こども園であれば包括承認制の中に入るが、保育園に転用することは。

○門脇係長 保育所にすることは、言ってみれば、我が省の施策として、幼稚園を保育所にすることは推進していませんから、認定こども園になるということは推進していますがということで、一部保育所または認可外保育施設ということであれば報告ということにしています。

○米田主査 ただ、それでも、場合によっては保育園が足りないところもあるわけで、私立幼稚園もそういう承認申請が出たときは、それは基本的に認める方向で審査されるのでしょうか。

○門脇係長 そこは事情があるでしょうから、その辺はどういう事情があるのか見るとということになるとは思いますが。

○米田主査 あと、やっぱり今、子どもが少なくなってお年寄りが増えているものですから、どっちかという、学校施設って厚生労働省系の施設に転用したいという希望が恐らく現実的には結構多いのではないかと。実際にそういう要望も来ておりますし、あるのではないかと思うのですが、例えばそういう場合はどうなるんですか。

要するに、個別事情で審査と言われても、審査の度合いにも厳しいのから甘いのでいろいろありまして、できればこのたびの補助金のこの方針というのは、できる限り弾力的に運用していきましようというのが方針で、それに適切に対処するということになりますので、その辺は相当緩めて運用していただきたいと思っておりますが、その辺の方向はどうなっておりますでしょうか。

○横町主査 そうですね。今日、担当が来ておりませんし、今後、その部分についてどういう取り扱いにしていくのか、更にどういった要望の中でどういう結論に持っていくのかというのは、恐らく検討の土壌にはなっているのだろうとは思いますが、私の方でも今日はお答えすることはできません。

おっしゃるように、いろんな需要があって、それがかなり公益性が高いあるいは公共性が高い

というものも当然あるかと思えますし、それをこういった包括承認制度の中で簡便に需要に対応していくということは大変重要なことだと思っておりますが、ただ、他省庁所管の事業について、公共性とか公益性について我々が適切な審査ができるのかどうかというと、若干不安だということもあって、今回の取り扱いでは、自省庁の事業に充てる場合にのみ、そういう取り扱いをしているということでございますから、そこは今後、検討の課題であると思っております。

○安念委員 そのこのところはいろいろ今後の運用の蓄積によるんですが、しかし、補助金等適正化中央連絡会議での紙にあるとおり、おおむね10年を経過したらなぜ包括承認になるのかと言えば、それはおおむね10年を経過することによって、補助目的が達成されたと見ていいだろうと。こういう考え方で仕切っているとすれば、それは10年たって補助目的が達成されたのだと言えば、それは年数に着目しているわけだから、それは地公体がつくったハコであろうが公益法人がつくったハコであろうが、同じなのではないかなという考え方もできませんかね。つまり、これは全部が全部とは言えないにせよ、おおむね10年でおおむねどのような補助事業についても補助目的が達成されたのだという、そういうフィロソフィーに基づいているのであれば、地公体とそれ以外とを区別するという格別の根拠もないのではないかなと思うのですが。だって、もう補助目的達成されたのだから、達成されてしまった以上、あとはそれはどうだろうと別にそう御心配にならなくてもいいのではないですか。

○横町主査 一つは、原資が国民の税金ということで、これはやはり公平に世の中に還元する必要があると思いますので、これが10年たったからと言って、その後は無作為に営利目的に使われるとか、そういったことがあってはならないとは我々は思っておりますし、引き続きその公益性というものは必ず確保していく必要があると思っております。

ただ、公益性というのはなかなか言葉で言うのは簡単で、我々自身も、自省庁の部分については先ほど言いましたようにそれぞれ判断しておりますし、ただ、他省庁の部分で出てきたときに、果たしてこれが本当に税金を原資とした建物の使い方として正しいのかどうかという判断をするのは、厳しいのかなということで、こういった整理です。

○安念委員 それなら、地公体が建てたハコも同じではないですか。

○横町主査 地公体というのは議会組織があって、議会の中で議論されて、そこは公共性、公益性というものの担保というものは、当然、その地方公共団体が営利目的で何かに転用するのに議会がよいというわけではないと我々は信頼しておりますし、そういった信頼のもとで地方公共団体については議会というフィルターがかかっているということを前提にしております。

○安念委員 しかし、それなら公益法人もそれぞれ理事会があって、重要な財産の処分については当然ながら理事会の承認とか何とかいろいろあるわけだし、その法人も国の官庁あるいは都道府県知事その他、いろいろ厳しい監督があるわけだから、それはまたやっぱり結局同じことが言えるのではないかな。

○横町主査 先生のおっしゃるように、フィルターをどんな形でかけていくのかという問題だと思います。地方であればその地方議会という手法がございますし、公益法人であれば、その理事会がどこまで機能しているのか。

○安念委員

厚労省さんのときにも伺ったんですが、文科省の場合は、補助金で建てたあるいは取得した土地、建物について、担保権を設定する場合というのはどういう手続になっているんですか。

○横町主査 これも財産処分の整理になっております。

○安念委員 そうすると、これは10年未満のものであれば個別に文部科学大臣の承認を得ると、そういう仕組みになるわけですか。

○横町主査 そうです。その際に、財務状況とか返済計画などなどを聴取して、そこは審査をするという形です。

○安念委員 もしもの話ですが、10年未満に抵当権が実行されてしまって、所有権が移ってしまったらどうするんですか。

○横町主査 財産処分と同様に、形式的には納付金を国庫に納付させるという取り扱いにはなっておりますが、それが果たして実行できるのかどうかというところは。

○米田主査 私立学校は経営がだんだん困難になっているところもあるように聞いていますので、今の話は、結構、現実味のある話ではありますね。

○安念委員 経営の危なくなった私立学校に、そもそも銀行が金を貸すかという問題もあるから。

○米田主査 どうなんですか、門脇係長の方から。

○門脇係長 私の方で出した私立幼稚園の財産処分通知の中では、当然同じように担保設定、抵当権設定の話は触れているんですが、ただ1つだけ例外を設けていて、日本私立学校振興・共済事業団、あそこは私立学校法人への融資制度を持っているんですが、あそこと融資契約というんでしょうか、そういうのを結んだ場合にはうちには報告でいいよということにしているんですよ、承認申請ではなくて。

幼稚園法人はどちらかという、小・中・高・大とかを持っているようなトータルでの学校法人と比べて、幼稚園だけでやっている法人が結構5,000ぐらいあるものですから、おっしゃるとおり、少子化とかでちょっと経営が傾きつつあるようなところとかもあるので、なかなか市中銀行から借りられないという事情がありますので、若干何というんでしょうね、私立学校振興事業団の方に流れるような感じにはなっていますが、ただ、そちらの方と結んだ場合には、うちには承認申請は必要ありませんという形にしています。実際のところ、建物が押さえられてお金を返すことになるかどうかというのは、現在、今そういった前例はないような状況なのでちょっとわからないですが、一応うちとしては、そこと結んだ場合には安全かなと思ってそういった特例は持たせました。

○安念委員 今までのところは、何とか事業団の特別の融資制度を利用して、実際に抵当権が実行されたという実績はないんですね。

○門脇係長 ええ、聞いている限りではちょっとないですね。

○安念委員 今、おっしゃったのは、幼稚園の場合は学校教育法の特例があって、学校法人でなくて、例えば宗教法人、教会とか寺院で設けられるんですよ。

○門脇係長 そうですね。

○安念委員 だから、すごく数は多いんでしょうね。

○門脇係長 数は、法人自体は7,000ぐらいあって、そのうち幼稚園だけしか持っていない法人は5,000ぐらいあります。経営状態がそんなにいいところだけではないというのが現実ですので、今回の通知の中で改めて、なるだけ助けられるような方向で財産処分ができるような形で通知を出していますので。

○米田主査 それから、国から出した補助金がこのたびの補助金適化法で、当然学校には県からの補助金が入ったり市からの補助金が入ったりとかしておりますよね。それについては、国がこういう方針を決めれば、県や市町村は今後それに倣っていくような形になると見込まれるのかどうか、その辺はどうなりそうでしょうか。

○岡課長補佐 公立学校に関しては、基本的には国が2分の1なり3分の1を補助して、残りはすべて自治体設置者が費用負担するという形になっておりますので、特段、設置者の部分に関しては補助金とは全く関係ない部分にありますから。

○米田主査 市町村立とか県立とかはそうですね。

○岡課長補佐 はい。そういったところは問題は何も生じないと思いますが。

○米田主査 今度は私立小中学校とかは。

○岡課長補佐 それは。

○米田主査 私、ちょっとよくわからないでしゃべっているんですが、教えていただければと思うんですが、私立学校の方に対する補助金というのは、国から大体出ているものなんですか。

○岡課長補佐 そうですね、ちょっと。

○米田主査 市町村とか県からも出ていることがあるのではないかと。

○門脇係長 私立の場合は、市町村はかまないので、市町村は関係しないので、市町村からお金は出ないと思いますが、都道府県から国の補助が3分の1とか2分の1ついたことによって、若干の割合でついている可能性はありますね。必ずしも、そういった事業を持っているかどうかは把握していませんが、やっているところはあと思っています。

○米田主査 ちょっと気になっているのが、国の補助金だけでなく県の補助金も一緒に話し合っただけだったような場合には、県も同じように弾力運用をしてくれないと現実には施設を変えられないということが起きるので、その辺に対する、県の方は国に倣った形で弾力運用すると見込まれるのかどうかという、その辺は。

○横町主査 恐らく推測にしか過ぎませんが、そこはおっしゃるところは確かにありますね。だから、同様な整理をしていくというのが本来、補助事業者にとってみれば当然あるべき姿なので、そういった整理に恐らくなっていくものだと思うし、文部科学省がまたそれを監視していくようなことが必要なのかもしれないですね。ただ、今どういう県の動きがあるかというのは、ちょっと承知しておりませんが。

○米田主査 結構そういう、合算して少し県も補助を上げていくケースもあり得ると思いますので、その辺のフォローも是非よろしくお願ひしたいと思います。

○安念委員 ここで定義しておられる財産処分というのと、地方議会の議決事項とは必ずしも完

全にはオーバーラップしてなくて、例えば譲渡については確かに議決事項だが、ここで言う譲渡は低価譲渡のことですね。適正な対価による譲渡はそもそも議決事項ではないのだから。そうすると、1億円のものを1億円で譲渡するのは議会の議決を必要としないということであると、これとはオーバーラップしないことになりますね。どう頭を整理したらいいか。

さっきおっしゃった議会の議決があるからいいというのであれば、この転用、財産処分というのと議決事項のカバレッジが一致していないとおかしいということになりませんか。

○横町主査 そうですね。財産を譲渡するなんていうのは、まさに議決条項だとは思いますが。

○安念委員 だから、まけてプライスすれば、安く売れば、安く売るのはそれは首長さんが自分の友達に売るとかあるから、それで議会が監視するわけですが、適正な対価ならいいということになっているわけだから、ところが、これは適正対価もへったくれもないですね。そういう観点から縛っているわけではないですね、こっちの方の転用、財産処分はね。そうすると、地方公共団体はガバナンスの仕組みが、つまり、議決があるから地方公共団体以外とは違う扱いにするんだという理屈で整理し切れるのかな。

○横町主査 議会の議決の一つの手法で、地方公共団体という組織の中での意思決定というのはさまざまな段階でやっていきますし、最終的に首長、議長が行うのでしょうから、そういうところの裁量が適正になされているということを我々は前提にしている、一方、私立学校法人あるいは小さな公益法人、財団、社団法人というのが、果たしてそこまでガバナンスがきちんとしているのかどうかというのはわかりませんので、そこまで我々は許容していないということですね。

○安念委員 地公体は信頼しておられますよ。

○横町主査 いえいえ。

○安念委員 わかりました。オフィシャルポジションはわかりました。

○米田主査 ちょっと私の方から細かいことなんですが、これの方の3ページ目ですが、包括承認事項の中の(1)の②のところに、経過年数が10年未満である補助対象財産のところ、市町村合併の特例は書いてあるんですが、この中に地方活性化というのは書いていないんですよ。地域再生に関する「地域再生等の施策に伴う財産処分」というのがこちらのガイダンスには書いてあるんですが、ここには書いてなくて、むしろ第3の方の、条件を付さずに承認する場合の中に個別に認めるもの。だから、地域活性化というのがこの中に入っていないことはどうなるんでしょうかというのがちょっと。

○横町主査 本文というか、2の申請手続の特例というところの第2パラグラフのなお書きのところ、地域再生法の規定により認定申請を行い、総理大臣の認定を受けたものは文科大臣の承認を受けたものとみなすということで、このことで二重の承認は不要だという整理です。

○米田主査 私、こちらのガイドラインの読み方は、地域再生等の施策に伴う財産処分というのは、何も地域再生法だけにとどまるものではなくて、国家のいろいろな地域再生の施策、ほかのものも含めて広くとらまえているのではないかと思うんですが、こちらを見ると、地域再生法という感じに限定されているようにも読めるんですが、本来の趣旨は、地域再生法よりもっと広いところで地域再生にかかわる、施策にかかわるものについては認めていきたいと思いますということだ

ったと思いますが。

○安念委員 地域再生等の施策というのは、この再生法だけではないだろうという、そういう話ですね。

○米田主査 そういう話です。少なくとも、前、厚生労働省のヒアリングをさせていただいたときには、国がいろいろな省庁が行う地域再生にかかわる施策全般ということでとらえておられたので、こちらの文科省さんの方は。

○横町主査 そのくだりというのは、次のページの2の地方公共団体以外の者が行う財産処分の(1)③に、個別承認でございますが、「市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文科大臣が個別に認めるもの」ということで、地域再生等という等の中で、唯一、地域再生法に係る部分については包括承認事項として整理しておりますが、勿論地方公共団体でございますが、それ以外のものについてその等をどう読むか、地域再生との施策に伴うというものをどう判断するかといったときに、果たして包括承認がふさわしいのかどうかということとは。

○安念委員 だけれども、一と同様とすると、もとの紙には書いてありますよ。一と同様とするというのは、包括承認にしろということとは違うんですか。

○横町主査 その中で、地域再生等の中の地域再生法の部分だけを抜き出して包括承認として整理したということで、更にその等で、地域再生というものを、施策をもう少し広げて、拡大していったものすべてをカバーして包括承認事項にというお話だとは思いますが。

○安念委員 当の事務局さんの御見解は何かないんですか。これの二の読み方ね。こっちの二の読み方で、おおむね10年経過しなくても、災害による何とか何とかにおいて財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分について一と同様とすると。この一と同様とするというのは、原則、包括承認しろという、そういう意味ではないんですか。

○林参事官補佐 我々の方は、この申し合わせをする側の立場ではないので、これが実際どうなるのかなという方に。

○米田主査 財務省の方にヒアリングをしたときは、その担当官の方は、この等については国の地域再生にかかわる政策という読み方をしますという話でした。財務省のこれの連絡会議の事務局をやっている方にこれの意味を確認したところ、地域再生法という限られたものではないという解釈でした。それは、こちらのヒアリングで記録に残っております。

○安念委員 もう一回、うちの事務局を通して確認してみたらどうですか。

○横町主査 そうですね。文部科学省も財務省と打ち合わせをした結果がこの成果物でございますので。

○安念委員 そのはずですよ。

○米田主査 厚生労働省さんのヒアリングでも、この等というのは地域再生法だけではなくて、もっと広くとらえた国の地域再生にかかわる政策ということでございました。それもヒアリングに残っております。ですから、両方ちょっと確認して、事務局の方から確認した内容をちょっと後で伝えていただいて。

まだ始まったばかりですので、これはやり取りしながらいいものに完成させていけばいいこと

ですので。ただ、ちょっと気になりますのは、先ほどのこちらの4ページ目の2の(1)の③の中で、これ「経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの」というのは、これ3つ全部「かつ」なんです。「又は」ではなく。「かつ」ということは、結構厳しいのではないかと私は読みながら思ったんですが。

○横町主査 そうですね。10年というものが補助目的を達成したという一つのメルクマールであれば、補助目的が達成していない前に転用をするあるいは無償譲渡をするというようなことがあるのであれば、それはやっぱり厳密に審査するというのが我々の考え方です。

○米田主査 だから、アからエまで該当して、しかも、市町村合併か地域再生に伴う施策に該当して、しかも、文部科学大臣は個別に認めると。三重にかけないといけないものなんですか。

○安念委員 これだと、今と何が違うんですか。今だって、文部科学大臣が個別に承認すれば処分していいわけですよ。現在の適化法22条だってね。だとすると、これは何なんだろう。今までは個別に承認するかどうかは全然何も要件が書いていなかったが、ちょっとは要件を明確にしましたと、そういうクラリファイにするという意味があったと位置づけることになるんですか。

○横町主査 今までかなりそれぞれの事業担当課の局の裁量でやっていたものを、これがある一定の基準をここで規定したと考えております。

○米田主査 この補助金適化法の承認についてという一番のガイドラインですよ。それに適切に対処したものとするのであれば、ここの③で書かれた3行は条件が厳し過ぎると思いますので、もっと私は緩和すべきだと思います。

○横町主査 そもそも処分制限期間については、校舎は50年ぐらいになりますよね。。

○岡課長補佐 今は47年です。

○横町主査 47年を10年ということで相当の弾力化を認めたわけです。ただ、それを10年未満のもの、つまり、建てて1年後でもいいわけですよ、極端なことを言うと。そのときに、本当にそこまで弾力的にやっついていいものなのか。そういう意味で、米田先生、3つの足かせとおっしゃいましたが、我々はそこは3つの足かせというのはある程度必要なのかなとは思っています。

○米田主査 ただですね、これ、問題はむしろ真ん中の市町村合併、地域再生等の施策に伴うものでなければいけないというのが「かつ」の集合で、くっついているところが結構きついのではないかと思っていて、今までだったら個別承認で、特例で特別なちゃんと審査して通ったものが、文部科学省は確かにこれは公益性もあるし変えてもいいなと思うが、でも、これ市町村合併でもなし地域再生でもなければ認めないよということになると、これは結構厳しいのではないですか。

子どもの数が減って高齢者が増える中で、そういう文部科学施設を老人の方々用に変えようという動きが多いわけで、それは必ずしも市町村合併でもなければ地域再生でもないという言い方もできますよね。だから、そこを一緒にかけるというのは、かえって運用上において規制強化になる可能性がありますね。

○吉田係長 この承認基準のそもそもの趣旨のところ、近年における急速な少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応した弾力化を図ることを目的として規定しておりまして、その趣旨か

らして、おっしゃったところを本当に市町村合併だけなのかどうなのかというところは、「等」というその文言もついておりますので、やはり個別に判断する必要があるものかなと。

○米田主査 では、その場合は、ここにおける文言の地域再生等の施策というのが、「等」が例えば高齢者対策も含まれる幅広の等と読めばいいということになるわけですか。

○吉田係長 そこを、この承認基準自体は幅広い指針に基づいておりますので、要は市町村合併ですとか地域再生というのは、その中の一つを挙げておりますので。

○米田主査 だから、「等」というのは、少子高齢化の進展に対する対策も含まれるし、産業構造の変化に伴う諸施策も含まれるような等と読めばいいということですか。

○吉田係長 そうですね。

○米田主査 読み方ですよ。是非弾力的にやっていただきたいということをお願いをしたいと思います。

というのは、変な話ですが、門脇係長、私立幼稚園を保育園に変えたいという要望は結構あるのではないかと思うんですよ。

○門脇係長 保育所に変えたいという要望はないですね。

○米田主査 いや、もしあった場合ですね。

○門脇係長 あった場合は、そのときは考えなければいけないだろうと思っております。

○米田主査 例えば働くお母さんが増えて、保育園と幼稚園が両方でなくて、うちのまちは、みんな保育園みたいに長い時間あずけられるような体制にしてほしいという要望が強ければ、それを幼稚園・保育園にということもあるのではないかと思うんですよ。

○門脇係長 全部ではないでしょうが、ただ、学校法人が持っているものを無償で社会福祉法人に渡しますかねという現実問題ですが。ということなんですよ。無償はOKと言っていないので。

○米田主査 もう一つ確認のために教えていただきたいんですが、これ一度地方公共団体に無償譲渡するときは包括承認制ですよ。10年以上たった地公体以外の者が持っている補助財産を地方公共団体に無償譲渡するときは包括承認制ですよ。そのときに、何かほかに転用したいときに、取りあえず一たん地公体に譲渡しておいて、地公体がまた文科省以外の分野に転用するということはできるんですか。

○横町主査 再処分に関する条件というものを付しておりますので。

○米田主査 どこでしょうか。

○横町主査 表紙を入れて4ページ目です。

再処分に関する条件ということで、当初ある公益法人が地方公共団体に無償で譲渡した。その承認後10年を経過するまでの間は、文科大臣の承認を受けないで当該補助対象財産の処分を行ってはならない旨の条件をいうということで入れておりますので、基本的にはこの承認基準に基づきますが、ただ、渡った後に地方公共団体が、では、こういった形で更にそれを転用するのかというと、当然この財産処分承認基準にいきますので、これに基づいたやり方をしています。

○米田主査 一度地公体に渡って、それでその地公体が何かにもたそれを転用しようとするとき

は、そのときに今、発行して10年というのがありますよね。その10年というのは、転用してから数えて10年以上たったらとまた読み返す。

○横町主査 10年までの間にとのことですね。

○米田主査 までの間に。

○横町主査 だから10年たっちゃったら、すき放題、何でもできるということです。

○米田主査 10年未満でほかのものに変えようとするときは。

○横町主査 文科大臣の承認を受けないで処分を行って。

○米田主査 文科大臣の承認が必要だということですね。

○横町主査 そうです。

○米田主査 だから、安易な転用目的の地公体を介してのあれにストップを図っているということなんですね。

あと、済みません、すごくシンプルなことなんですけど、文部科学省さんがお持ちの施設補助財産で、どういったものが一番多いんですか。学校とか幼稚園とかというのはすぐ思い浮かぶんですが、ほかにどんなものがあるんですか。

○横町主査 以前は箱物でいくと社会教育施設、公民館に補助しておりました。

○米田主査 文化会館。

○横町主査 ええ。公民館レベルのものは、実は以前補助対象として文科省が補助金を出しておりました。特に、社会体育施設一般に地方公共団体にある体育館とか。

○米田主査 スポーツ何とかというの、多いですね。

○横町主査 ええ。おっしゃるようなものも補助金で持っておりますので、財産処分ということで今回。○米田主査 昔、出したものが残っているので縛りは残っていますよね。

○横町主査 それは勿論この承認基準の弾力化を適用するということです。

○米田主査 ほかに対象になるものはどういうものがあるんですか。

○横町主査 設備がございまして、科学技術関係予算の補助金など。

○米田主査 科学技術関係予算がありますね、ここは。

○横町主査 ええ。

○米田主査 大きいですね。

○横町主査 ただ、基本的に施設を整備するのではなくて、大型の研究設備、機器、こういったものを公益法人とか民間の法人に、勿論、国とか独法とか国立大学法人というのは当然ありますが、公益法人とか民間法人に補助金を出して、そこで例えばMRIを買うという事業はございます。

○米田主査 それからあとちょっと、これがそれに入るかどうか私もよく勉強していないのわからないんですが、スクールバスやなんかはどうなんですか。

○門脇係長 あれも補助はあるので同じだと思いますね。ただ、補助年限、耐用年限7年か6年ぐらいしかないんで、多分すぐに来て、その市の中で転用していますが。

○米田主査 結構、スクールバスをコミュニティバスに使いたいという要望が多いんですよ。

○門脇係長 多分していると思いますよ。

○横町主査 それは昔からやっていますね。

○米田主査 それは逆に言うと、六、七年たつ前でもできるんですか。

○門脇係長 要は、スクールバスなんかは、朝と夜しか使わないわけなので、日中は使っていいよということで弾力化しているはずですよ、そこは。財産処分という意味ではなくて。要は、学校の子どもたちの送迎に影響がなければ使っていいですと。要は、おじいちゃん、おばあちゃんをどこかに乗せていっていいですよということでやっていますので。

○米田主査 あと、実際にあった要望なんですけど、学校の給食センターがありますよね。それが結構今、子どもが少なくなって給食が減っているんだが、お年寄りが増えていて、それを高齢者用の給食施設に使いたいという要望が、岩手県の方から規制改革でも来ているんですけど、そういうことはここではできるんでしょうか。これで。

○門脇係長 その給食担当の人が今日来ていないのでわかりませんが、僕、岩手に出向していたのでよくわかるんですけど、確かにそういうお話があって、そのときにはそれは認められていなかったのが多分出てきたんだと思うんです。

○米田主査 今度の適化法の改正で、それは認められるように。

○門脇係長 なるんでしょうか。ちょっと済みません、今日、来ていないので。

○横町主査 そこはまた調べたいと思います。

○米田主査 というふうに、結構、学校関係について要望が多いものですから、今までも文部科学省さんは、勿論、各省庁の中で最も先行的に弾力運用に努めてこられたのはよくよく存じ上げているんですけど、更にいろいろ要望が多いものですから、できれば、そういうことについて基本的な姿勢としてはすべて前向きに緩和の方向で、是非地方活性のためにも頑張っていたきたいと思います。

事務局から何かありますか。

○岩村企画官 済みません、若干確認させていただきたいんですが、というのは、包括承認事項のところ、先ほど地域再生法の規定というところ限定しているというお話があったんですが、このところで、要するに各局長から出ている通知の中で、ここを前広に書いてあるとか、そういうようなことはありますか。

○吉田係長 各局長に通知がかなりの量がございます、そういう観点からはまだ確認はできていませんので確認したいと思います。

○岩村企画官 文科省さん、フロントランナーで、これまでもこの適化法の弾力運用というのは積極的に取り組まれてきたと思うんですが、これまでやれていたことが、今回、統一的な基準を定めたことによってできなくなったというようなケースは、1枚目のこの通知文を見る限り余りないのかなと思うんですが、そこはそういう。

○横町主査 それは決してないです。

○岩村企画官 わかりました。済みません、ありがとうございました。

○米田主査 つかぬことをお伺いしますが、種子島の漁業対策に資する事業だけがわざわざ列記されているのは、どういう御事情があるんでしょうか。

○吉田係長 実際のところ、文部科学省の事業を会計課の通知で、教育ですとか科学技術ですとか抽象的に書かせていただいている理由には、文部科学省の中の組織の事情として、各局の局長が補助金について細かく規定しているという事情がございまして、一律に書くことが非常に難しかったという事情がございまして、その際に、抽象的に書かせていただいているのですが、その中で一つ、種子島の記述については、ロケットの打ち上げに伴う漁業被害がございまして、それに対応する施策としまして、例えば網を買ったりですとか、漁業の振興のために一部支援している補助金がございまして、それが科学技術という文言で読めるのかどうかというところが一つ整理として担当と相談したりとかした結果として、読みにくいということで、今回、特に明記させていただいたという事情がございまして。

○米田主査 わかりました。

何か事務局、ありますか。

○事務局 ありません。

○米田主査 いろいろ教えていただきましてありがとうございました。

では、今日は若干宿題が残ったと思いますが、その辺もよく調べてまた御報告いただけたらと思います。

また、この補助金適化法の弾力運用につきましては、具体的にいろんな事例が挙がってくる中で、ケーススタディーを積み上げていくということも大事になってくると思いますので、引き続きいろいろと情報交換をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。